

基準面補正量確定測量作業規程

(制定) 令和 7 年 3 月 28 日 国地達第 19 号

(目的)

第 1 条 この規程は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 4 条に規定する基本測量のうち、基準面補正量確定測量の作業方法を定め、測量成果の規格を統一すること及び精度を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 基準面補正量確定測量 基準面補正量を決定し、基準面補正パラメータを作成・更新する測量をいう。
- 二 基準面補正量 測量法第 11 条第 1 項第 3 号ただし書の規定に基づき定められた離島の標高に関する測量の原点（以下「離島の標高の原点」という。）における離島独自の平均海面に一致するよう東京湾平均海面に加算されるオフセット量をいう。
- 三 基準面補正パラメータ 基準面補正量をグリッド化したものをいう。

(運用基準)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項については、測地部長が別に定める基準面補正量確定測量作業規程運用基準（以下「運用基準」という。）を適用する。

(各種法令の遵守等)

第 4 条 基準面補正量確定測量に従事する者（以下「作業従事者」という。）は、作業の実施に当たり、各種法令を遵守するとともに、これらに関する社会的慣行を尊重しなければならない。

2 この規程において使用する用語のうち、測量法に定めのあるものは測量法の定めによる。

(工程管理)

第 5 条 作業従事者は、作業計画に基づき、測量作業の進捗管理を行わなければならない。

(精度管理)

第 6 条 作業従事者は、測量の正確さを確保するため、適切な精度管理を行わなければならない。

(作業の準備)

第 7 条 作業従事者は、作業を円滑に実施して必要な精度を確保するため、作業着手に当

たり、関係法令に基づく諸手続等の必要な準備を行う。

(基準面補正量の決定、基準面補正パラメータの作成・更新)

第8条 基準面補正量は、離島の標高の原点において潮位観測により求められた標高とGNSS観測により求められた楕円体高及び最新のジオイド・モデルを用いたジオイド高から算出される標高との較差を標準とする。

- 2 基準面補正量決定のための測量は、運用基準に定める所定の方法で実施する。
- 3 基準面補正パラメータは、運用基準に定める所定の方法で作成・更新する。

(測量成果等の整理)

第9条 基準面補正量確定測量の測量成果は基準面補正量とし、運用基準に定める形式に従って、基準面補正パラメータとして明瞭に記載しなければならない。

- 2 基準面補正パラメータを作成する過程で作成した測量記録の整理は、運用基準に定める方法により行う。

附 則

- 1 この達は、令和7年2月1日から適用する。
- 2 この規程に定めるものと異なる作業方法により基準面補正量確定測量を行う場合には、運用基準に定める基準面補正量確定測量の監理者は、測地部長と別途協議するものとする。